

監査役からみた平成14年商法・商法特例法改正の捉え方

主として会社機関の選択制に関して一

社団法人 日本監査役協会  
監査法規委員会

目次	頁
はじめに	1
第 企業経営に求められるものと委員会等設置会社の骨子	2
第 委員会等設置会社の制度選択のポイントと運用上の検討課題	6
第 監査役設置会社における検討課題	13
おわりに	17
【資料編】	
資料1．経営機構図 （監査役設置会社、委員会等設置会社、米国型モデル）	20
資料2．取締役（会）・業務執行の比較表	23
監査役（会）と監査委員会の比較表	26
資料3．その他の主要な改正と監査役の実務対応	
監査役設置会社における監査役の実務対応	
1．重要財産委員会	30
2．業務執行取締役の明確化	31
3．取締役の報酬規制	32
4．大会社における連結計算書類の導入	33
5．営業報告書における会計監査人の監査報酬の開示	36
6．監査報告書の記載関係	37
7．改正商法施行規則の施行時期	37
委員会等設置会社への移行に伴う実務対応	
1．委員会等設置会社の概要	37
2．委員会等設置会社への移行に伴う実務対応	39
みなし大会社の導入	40

監査法規委員会委員（順不同・敬称略）

委員長	大川 博通	(株)巴川製紙所
専門委員	尾崎 安央	早稲田大学教授
専門委員	武井 一浩	弁護士
委員	矢作 憲一	日本アイ・ビー・エム(株)
委員	原田 勝弘	東日本旅客鉄道(株)
委員	二宮 博昭	住友化学工業(株)
委員	金原 正彦	藤沢薬品工業(株)
委員	山本 安雄	三菱電機(株)
委員	高橋 弘幸	(社)日本監査役協会
事務局	伊藤 智文	(社)日本監査役協会
事務局	新谷 清	(社)日本監査役協会
事務局	上遠野恭啓	(社)日本監査役協会

## 監査法規委員会報告書

### 「監査役からみた平成 14 年商法・商法特例法改正の捉え方 主として会社機関の選択制に関して」の公表にあたって

監査法規委員会  
委員長 大川 博通

半世紀ぶりの大改正となった商法等改正法(平成 14 年法律第 44 号)が 4 月 1 日に施行され、商法特例法上の大会社について、新たな経営機構である委員会等設置会社制度の選択制が導入された。

今回の改正により、各企業は経営機構の選択が出来るようになったが、コーポレート・ガバナンスの観点から企業経営に求められるものは、制度の違いを超えて共通のものであり、監査制度に求められる究極の役割も同一である。今後、各企業は更に質の高いガバナンスを構築することが求められてこようが、その際、ガバナンスの要を為すのは他ならぬ監査機能であり、その実効性が一層重要なものとなろう。

本報告書では、委員会等設置会社制度の骨子を検討・整理し、制度選択に当たって企業が考慮すべきポイントは何かを明確にし、かつ、平成 13 年の「企業統治に関する商法等改正」により、制度設計としては考え得る相当高い水準にまで整備された監査役制度を継続する企業においても、今回の法改正の趣旨を踏まえ検討すべき課題は何であるかを明らかにすることに努めた。

今回の改正では、いわゆる内部統制システム等に関する事項の規定化が図られるなど、新たな試みが示され、経営効率性の向上、監督機能の強化、透明性の向上などが改正の着眼点とされているが、これ等は監査役設置会社に対しても要請される事項でもあり、これらに関するベスト・プラクティスの形成は、我々一人ひとりの日々の監査実務の実践如何に負うところが大きい。しかし、その解は決して一つではなく、各企業の置かれた環境とそれぞれの創意工夫により多様なものであることは言うまでもない。

本報告はあくまでも一つの考え方・捉え方を示したものに過ぎないが、会員各位が、それぞれの置かれた監査環境に応じてガバナンスの強化に取り組むにあたり、この報告書が何らかの役に立つのであれば幸いである。

なお、周知のとおり、米国では、企業改革法に基づく SEC(米国証券取引委員会)及び NYSE(ニューヨーク証券取引所)等において上場規則等の改正作業が進められている。監査委員の独立性要件等の適用問題は、わが国にも少なからぬ影響を及ぼすことが予想され、併せてその動向を注視していきたい。

本報告書の作成にあたり、専門委員として参画頂いた尾崎安央先生と武井一浩先生には、貴重な数多くのご意見とご指導を賜ったことに対し、深謝申し上げる次第である。

以 上

## 監査役からみた平成 14 年商法・商法特例法改正の捉え方 主として会社機関の選択制に関して

目次
はじめに
第 企業経営に求められるものと委員会等設置会社の骨子
1. 企業経営に求められるもの
2. 委員会等設置会社の骨子
第 委員会等設置会社の制度選択のポイントと運用上の検討課題
1. 委員会等設置会社の制度選択のポイント
2. 委員会等設置会社における運用上の検討課題
第 監査役設置会社における検討課題
1. 取締役会の機能状況の検証
2. 監査役制度の機能状況の検証
おわりに

### はじめに

本年 4 月に施行された商法改正(注)は、株式会社の経営管理機構に関する改正としては昭和 25 年以来約 50 年ぶりの大改正となった。

改正の背景には、我が国企業の株式持合いの解消、間接金融から直接金融への資金調達手段の流れ、高度情報化社会の進展、日本企業にコーポレート・ガバナンスの強化・見直しを迫る金融・資本市場のボーダレス化・グローバル化の潮流がある。

商法抜本改正は、会社機関について、従来の監査役制度に加えて、新たに委員会等設置会社制度(および重要財産委員会制度)を提案した。選択肢を示すことにより、日本企業に対して自己責任に基づくガバナンスの改革を行えるようにするためである。多様なガバナンス機構が採り得るようになったことを受けて、各企業は、新たな制度に移行する場合も監査役制度を維持する場合も、様々な方法によりガバナンス改革を行うこととなる。

ガバナンスの改革の目的は、制度の選択によって達成されるものではなく、自社が採用したガバナンス機構が有効に機能していることについて市場に示していくことが求められる。ガバナンスの「質」を競う時代が始まったのである。

本レポートは、今回の商法改正が提案している委員会等設置会社制度等の内容を検討・

整理し、制度選択に際して会社が考慮すべき事項を明確にし、かつ、委員会制度を選択しない場合であっても、法改正の趣旨を踏まえて監査役設置会社が検討すべきポイントを明示するために作成したものである。

(注)本報告書において「商法改正」とは、商法および商法特例法(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律)の改正をいう。

## 第 企業経営に求められるものと委員会等設置会社の骨子

### 1. 企業経営に求められるもの

企業経営の目的は、利潤を追求し株主をはじめとする様々なステーク・ホルダーの期待に応えることであり、その基本理念は、健全性と効率性である。コーポレート・ガバナンスの視点から求められるものは、経営意思決定の迅速化・機動性の向上と経営監督機能の強化であるが、それらは、外部から見える形で確保されることが必要である。

#### (1) 迅速な意思決定と経営の機動性向上

企業経営の目的は、まず、適正な利潤の追求と持続的な成長にある。これを達成するためには、経営の効率性を高め、企業競争力を強化する必要がある。企業には、一段と市場ニーズの変化、経営環境の変化等に的確に対応し、迅速な経営判断のもとに機動的な業務執行を行えるガバナンス機構を構築することが求められている。

#### (2) 経営監督機能の強化

企業経営の健全性が確保され、会社に対する社会的信頼を獲得することなくして上記の目的を達することはできない。企業経営において、そのことを担保する役割を担うのは経営監督機能である。

業務執行者(代表取締役、執行役等)に対する監視・監督機能の実効性を確保するためには、業務執行者とは立場を異にする独立したガバナンス機構を構築することが必要である。

#### (3) 透明性の確保

企業経営にとって、経営の透明性を高めることは重要である。企業は、健全で効率的な経営を行っていることを、情報開示とアカウンタビリティの履行を通じて、株主をはじめ様々なステーク・ホルダーに示し、信頼を得ることが必要である。

企業には、開示された情報の内容が市場・株主等からの評価と信頼を得るものであることが求められている。

## 2. 委員会等設置会社の骨子

### (1) 委員会等設置会社のガバナンス

意思決定を迅速に行い、業務執行を機動的に行うため、委員会等設置会社では、執行と監督の分離を図り、執行役を設けた。また、取締役会の監督機関としての位置付けを明確にし、取締役会の内部に社外取締役を過半数とする三委員会を設け、監督機能の実効を挙げるため各委員会に決定権を持たせた。(注)

企業経営の透明性確保に関しては、取締役はもとより、執行役、三委員会の委員の氏名が登記事項とされたほか、内部統制システムに関する取締役会の決議の概要及び報酬委員会が定める報酬の内容の決定に関する方針が営業報告書の記載事項とされた。

(注)【米国型制度との違い】委員会等設置会社における委員会制度は、米国型の委員会制度と同様に取締役会の内部組織であると考えられるが、各委員会の取締役会からの独立性を確保するために決定権を持つ点で日本独自の制度となっている。即ち、各委員会における決議は取締役会の決議で覆すことができない。

### (2) 取締役会

委員会等設置会社の取締役会の権限は、1) 会社の業務を決定し、2) 取締役及び執行役の職務の執行を監督することである。

執行役は取締役会から広汎な権限の委任を受けることが可能となるので、委員会等設置会社の取締役会は、執行役に対する監督の実効性をいかに確保するかが重要な任務となる。

法律上、取締役会で行うことを要する「業務の決定」(取締役会の決議事項)は下記のとおりである。

#### 【商法特例法 21 条の 7 (取締役会の権限等)】

1 項 取締役会は、次に掲げる事項その他委員会等設置会社の業務を決定し、取締役及び執行役の職務の執行を監督する。

#### 一号 「経営の基本方針」

「経営の基本方針」とは、取締役会が業務を決定し、または取締役及び執行役の職務執行の監督を行う上でその基準とすべき基本的な方針をいう。執行役としては、業務の決定と執行を行う上で遵守すべき方針となる。「経営の基本方針」は、取締役会が執行役を監督するための基準であるとともに、執行役の業務執行の基準ともなるものであるため、具体的な方針であることが必要である。

#### 二号 「監査委員会の職務遂行のために必要なものとして法務省令で定める事項」

法務省令で定める事項とは、商法施行規則 193 条に定める事項をいい(詳細は後述)、

いわゆる内部統制システムに関する事項である。同条に掲げる事項についての取締役会決議の概要が営業報告書の記載事項とされた（同規則 104 条 1 号）。

三号 「執行役が数人ある場合における執行役の職務の分掌及び指揮命令関係その他の執行役の相互の関係に関する事項」

執行役の職務執行を監視・監督することを職務とする取締役会は、その責任において執行役の職務分掌・指揮命令関係、即ち業務執行体制を決定する。執行役は取締役会が決定する職務分掌・指揮命令関係に従う義務を負う。

四号 「第 21 条の 14 第 3 項の規定による取締役会の招集の請求を受ける取締役」

執行役は職務執行状況の報告義務を履行するため、取締役会の招集請求権を有する。この請求を受けるべき取締役を決めるものである。なお、執行役は 3 ヶ月に 1 回以上、取締役会において自己の職務の執行状況を報告する義務を負う。

2 項 取締役会は、委員会等設置会社の業務の決定を取締役に委任することができない。

3 項 「取締役会は、次に掲げる事項を除き、その決議により、委員会等設置会社の業務の決定を取締役に委任することができる。」として、執行役に委任することができない業務決定を列挙した。取締役会の専決事項が明確に規定されたことを意味する。

(3) 執行役

委員会等設置会社では、執行と監督が分離され、業務執行を行う者として「執行役」が設けられた。執行役は取締役と同様に善管注意義務及び忠実義務を負うこととされ、株主代表訴訟の対象となる。

なお、執行役にも取締役に関する責任軽減規定が準用される。即ち、責任を負うべき賠償額から、代表執行役については報酬の 6 年分、その他の執行役については報酬の 4 年分を控除した額を限度として賠償額を免除することができる。

執行役の権限

執行役の権限は、1) 取締役会の委任決議に基づき、当該決議により委任を受けた事項の決定を行うこと、2) 会社の業務を執行することである。

委員会等設置会社では、経営の機動性を高めるため、取締役会の委任決議により、執行役は広汎な業務決定を行うことができる。

執行役相互の関係

執行役相互の職務分掌・指揮命令関係は、取締役会の決議を要する。取締役会は、執行役の職務執行に対する監督義務の一環として業務執行体制を決定する。

#### (4) 各種委員会

指名、報酬、監査の各委員会は、取締役会の監督権限の実効性を確保する重要な役割を担っている。各委員会は3名以上の取締役で構成し、かつ、社外取締役を過半数としなければならない。なお、各委員会はそれぞれ決定権を有している。

##### 指名委員会

指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する権限を有する。指名委員会は、取締役会をどのような構成メンバー（全体人数、社内・社外比、専門性等資格要件など）とするか等までを含めて独立した立場からの意見形成を図りつつ、取締役候補者の決定を行うこととなる。

##### 報酬委員会

報酬委員会は、「取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針」を定めなければならない。この方針は、営業報告書への記載を要する。報酬決定権限は報酬委員会が有しており、株主総会における取締役の報酬総枠の授権決議を要しない。さらに、利益処分としての取締役及び執行役に対する金銭分配が禁止されるなど、取締役の報酬等にかかる決定権限が株主総会から切り離されている。

報酬委員会は、上記の方針に基づき、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容を決定する権限を有し、次の各号に掲げるものを取締役又は執行役が受ける個人別の報酬とする場合には、その内容として、それぞれ当該各号に定める事項を決定しなければならない。

一号	確定金額	個人別の額
二号	不確定金額	個人別の具体的な算定方法
三号	金銭以外のもの	個人別の具体的な内容

##### 監査委員会

監査委員会は、取締役及び執行役の職務の執行の監査を行うことのほか、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定する。その他、商法特例法に定めがある事項について権限を持つ。

監査委員会は、監査役設置会社で監査役制度が担っているのと同内容の職務・権限を有しているが、委員会としての組織的監査を行うことを基本とするため、権限の多くは、監査委員の独任の権限としてではなく、監査委員会として有する権限である。

## 第 委員会等設置会社の制度選択のポイントと運用上の検討課題

企業経営に求められる共通の課題は、1) 迅速な経営判断と機動的な業務執行を行い、2) 経営監督機能を強化し、3) 透明性の高い経営を行うガバナンス機構を構築することである。新たに導入された委員会等設置会社制度とは、そうしたガバナンス改革を実現する手段の一つとして提案されたものであるが、制度選択上、監査役設置会社とは異なる重要な要素を含んでいる。

各企業は、自社が目指すべきガバナンスの方向性を見定める必要がある。

### 1. 委員会等設置会社の制度選択のポイント

#### (1) 社外取締役の選任と各種委員会の設置

委員会等設置会社では、取締役会に占める社外取締役の比率については何等規制がない。しかし、社外取締役を選任し、取締役候補者指名、報酬、監査に関する決定を社外取締役を過半数とする委員会に委ねることが必要となる。

このため、社外取締役を各委員会の監督機能の要に据え、かつ、実際にふさわしい人材を得ることができるか否かが制度選択のポイントとなる。

#### (2) 執行役と執行役員

委員会等設置会社の執行役は、法律上、明確な業務執行権限を有する会社の機関である。他方、監査役設置会社において広く採用されている執行役員は、会社が任意に導入している職位である。執行役員制度は執行と監督の分離を図ったガバナンスの一形態ともいえるが、執行役員は法定の業務執行権限を有する会社の機関ではなく、また株主代表訴訟の対象にもならないなど、その法的性格は執行役と異なる。

#### (3) 監査の相違

等しく大会社（みなし大会社）であっても、監査役設置会社と委員会等設置会社では、監査について次のような相違点がある。

第一に、監査を行う機関が異なる。監査役設置会社では、取締役会とは独立した機関である監査役が法定権限に基づいて監査を実行するのに対して、委員会等設置会社では、取締役3人以上で構成される監査委員会が法定権限に基づいて監査を実行する。

第二に、監査を行う機関の構成員の選任手続が異なる。監査役設置会社では、株主総会が監査役を選任するのに対して、委員会等設置会社では、株主総会は取締役を選任するとどまり、監査委員会を構成する取締役（監査委員）は取締役会決議により選任される。

第三に、監査体制が異なる。監査役設置会社では、独任制機関である監査役が合議制機関である監査役会を組織し、監査役会決議は多数決であるが、監査役会決議をもってして

も個々の監査役の権限行使を妨げることができない。さらに、互選をもって常勤の監査役を定めなければならない。これに対して、委員会等設置会社では、監査委員会の決議は多数決決議を原則とし、また明文で常勤者を定めなければならないとの規定もない。

さらに、委員会等設置会社では、監査委員会の職務の遂行については「監査委員会の職務の遂行のために必要なものとして法務省令で定める事項」を取締役会が決定しなければならないことが法律上明確にされ（商法特例法 21 条の 7 第 1 項 2 号）、加えて、その具体的規定である商法施行規則 193 条に定める事項についての取締役会決議の概要を営業報告書に記載すべきことが義務付けられた（商法施行規則 104 条 1 号）のに対して、監査役設置会社では、そのいずれに相当する規定も存在しない。

第四に、調査権限の行使方法が異なる。監査役設置会社では、各監査役はいつでも取締役・支配人その他の使用人に対して営業の報告を求めまたは会社の業務・財産の状況を調査することができるとともに、子会社・連結子会社を有する場合にその職務を行うため必要があるときは子会社・連結子会社に対しても同様の調査権を行使できるのに対して、委員会等設置会社では、監査委員会が指名する監査委員が同様の権限を行使するものとされ、また当該監査委員はその報告徴収または調査に関する事項についての監査委員会の決議があるときはこれに従わなければならないとされている。

## 2. 委員会等設置会社における運用上の検討課題

委員会等設置会社の制度は、制度の骨格のみを定め、その具体的な運用については各社の自主的なルール・運用基準に任せ、その評価を市場の判断に委ねた制度である。

委員会等設置会社は、市場からの評価と信頼を得るガバナンス、とりわけ、法の趣旨・理念に沿った運用に努めることが求められる。

### (1) 取締役会

取締役会が取締役及び執行役の職務執行の監督機関であることを踏まえ、下記の事項について検討し、方針を明らかにする。

#### 取締役会の基本方針

取締役会が監督機関としての性格をより強めることから、取締役会の基本方針を明確にする必要がある。

特に監督機関としてのガバナンス方針を明らかにすることが求められる。

#### 取締役会の運営に関する事項

取締役会の招集手続、議長、開催頻度など、取締役会の運営に関する事項についても、監督機関としての性格の観点から規定する必要がある。

なお、取締役会の構成については、特に取締役の選任および解任に関する総会付議議案の内容の決定は指名委員会の専権決議事項とされているので、かかる指名委員会の専権事項と接触をおこさないよう、注意を払わなければならない。

「経営の基本方針」の決定（商法特例法 21 条の 7 第 1 項 1 号）

法律上、取締役会での決定を要する「経営の基本方針」については、具体的には下記の事項その他が考えられる。

- ・ 中長期の事業計画・資金計画等の決定
- ・ 事業構造の変更に関する事項の決定（新規事業進出・撤退、事業展開方針等）
- ・ 子会社・関連会社等グループ経営施策の決定

執行役に委任する業務範囲の決定

取締役会は、その決議により、執行役に広汎な業務決定権限を委任することが可能である。取締役会としては、業務執行の監督責任を果たす上で、執行役に委任する業務決定の範囲をいかに決定するかが重要となる。

法律に定められる執行役からの取締役会に対する報告義務（3 ヶ月に 1 回以上）は最低限の報告義務であるので、取締役会に対する執行役からの業務報告基準を独自に定めるなど、業務執行体制を適宜見直していくことが必要である。

「執行役会」の設置

執行役は、取締役会から委任を受けた業務を決定するが、執行役相互の意思疎通・協議を行う場として任意に「執行役会」を設けることもあり得る。執行役会の設置については、取締役会決議に基づき設置する場合や、取締役会からの委任の範囲内で執行役間の協議により設置する場合が考えられる。

なお、「執行役の職務の分掌及び指揮命令関係その他の執行役の相互の関係に関する事項」を定めるのは取締役会であるので、取締役会の決議内容に反しないよう留意が必要である。

執行役の選任・解任の方針・基準

執行役の選任・解任は取締役会の決議による。執行役の職務執行に対する監督は取締役会の重要任務であるので、取締役会は、執行役の選任・解任方針・基準を定める必要がある。

監査委員会の職務遂行のために必要な事項

この点については、後記(4)(5)を参照。

## (2) 委員会の構成

指名、報酬、監査の各委員会は、取締役又は執行役の職務執行を規律付ける重要な監督機能を有している。委員会については下記について取締役会で検討し、方針を明らかにする。

委員会の構成（全体人数、社内・社外の人数、委員会間の兼務、執行役との兼務）  
メンバー（社外取締役を含む）の選任・解任基準

取締役兼務代表執行役、又は取締役会議長の委員会メンバーへの選任について

特に、指名委員会、報酬委員会へのメンバー就任については留意が必要である。また、委員会全体の構成人数（3名か5名か等）とのバランスにも留意する。

## (3) 委員会の運営

社外取締役が過半数となることを踏まえ、下記の事項について検討する。

社外取締役に対するオリエンテーション

社外取締役は、その就任に当たり当該会社の状況や経営環境について必ずしも十分に理解・精通しているとは限らない。社外取締役には、経営監督機能を果たすという重要任務が期待されているので、会社が委任する職務内容の十分な説明に努めるほか、経営環境の説明・理解、会社情報の提供方法等についてオリエンテーションを行うなど、会社としての立場・方針を明確に伝達しておく必要がある。

委員会の運営に関する事項

委員会の運営については、招集手続や議事録の作成・備置など取締役会の規定の多くが準用されているが、その他、取締役会の招集権者の決定、取締役会に対する当該委員会の職務執行状況の報告者等の決定など、委員会の運営に関する事項を規定する必要がある。

委員会の職務遂行を補助するための体制

委員会の職務遂行が円滑に行われるよう、使用人の配置など委員会の職務遂行を補助するための体制を整備する必要がある。

委員会と他の社内組織との関係

委員会の職務執行の実効を上げるために、委員会と他の社内組織との連携を図ることは重要である。委員会と社内組織（リスク管理委員会、企業倫理・コンプライアンス委員会、投資委員会等）との連携・指示命令等関係を明確にする必要がある。

#### (4) 内部統制システム等の整備・構築

委員会等設置会社の取締役会は、「監査委員会の職務遂行のために必要なものとして法務省令で定める事項」、即ち、商法施行規則 193 条に掲げる事項を取締役会で決議し、営業報告書に記載することが求められた。

また、監査委員会の監査報告書には、これらの事項についての「取締役会の決議の内容が相当でないと認めるときは、その旨及び理由」の記載が必要となる事項でもある。

商法施行規則 193 条に定める事項は、以下のとおりである。本条では、いわゆる内部統制システムおよびリスク管理システム（以下あわせて「内部統制システム等」と言及する）に関連する事項が列挙されている。

#### 【商法施行規則 193 条（監査委員会の職務の遂行のために必要な事項）】

商法特例法 21 条の 7 第 1 項 2 号に規定する法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一号 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

二号 前号の使用人の執行役からの独立性の確保に関する事項

まず、監査委員会の職務を補助すべき部署等の体制（監査委員会スタッフ、内部監査部、法務部等）を明確にする必要がある。その上で、使用人の数（1号）、使用人の人事異動・評価等（2号）に関する監査委員会の関与を定めることが考えられる。使用人の人事異動・評価等については、本来、会社の業務執行として行われるものであるが、監査機能の独立性確保の観点から、使用人に関する事項を取締役会の決議事項としたものである。

三号 執行役及び使用人が監査委員会に報告すべき事項その他の監査委員会に対する報告に関する事項

執行役には、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときの監査委員に対する報告義務が課されているが（商法特例法 21 条の 14 第 5 項）、さらに、執行役から監査委員会に報告すべき事項として、財務、コンプライアンス、各種リスク、対顧客との関係など執行役の職務執行に関する報告基準を定めることが考えられる。

使用人からの報告事項としては、内部通報のほか、執行役が会社の目的の範囲外の行為その他法令・定款違反をするおそれがある場合の報告及び会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合の報告に関して、その報告の方法や報告すべき基準を各社で定めることが考えられる。

四号 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

「執行役の職務執行に係る情報」としては、執行役本人が職務遂行上作成するもの、執行役の下部組織が作成するもの、執行役会議事録等、作成主体毎に本号に該当するものとして定めることが考えられる。

五号 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

災害管理、製品安全管理、債権管理、ITシステム管理等、各種リスク管理に関するものが考えられる。

六号 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

執行役の職務執行が健全で効率的に行われるための体制に関する事項である。

(5) 監査委員会

委員会等設置会社の監査委員会は、その有する権限については監査役制度と同内容の権限を採りながらも、監査の仕組みそのものについては、理念的に米国型の監査委員会の仕組みが参考とされている。(注)

委員会等設置会社の監査委員会については常勤者の選任が法律上の要件とされていないが、監査委員会の職務遂行に関して、先に述べた商法施行規則 193 条に定める事項(いわゆる内部統制システム等に係る事項)を決議することが取締役会に義務付けられている。なお、この取締役会決議の概要は営業報告書に記載すべきこととされている。

(注)米国の監査委員会の監査は、通常、経理・財務処理プロセスおよび内部統制の仕組みに関し、コンプライアンスやモニタリング状況について内部監査部門等の内部組織及び外部監査人を通して監査する。なお、日本の委員会等設置会社の監査委員会における監査が、米国の監査委員会における監査と手法等の面で同じなのかどうかについては、監査報告書の記載事項や業務財産調査権の規定などを踏まえ、議論があるところである。

監査委員会については、下記の点に留意が必要である。監査役制度に代わるものとして監査委員会を機能させるためには、監査役制度のもとで維持される監査品質を低下させない観点からの環境整備も必要である。

当協会がこれまでに主張してきたことを踏まえ、監査委員会が運用上検討すべき事項を挙げれば次の通りである。

A 取締役会における検討事項

監査委員会の構成、委員の専門性および選任要件

指名委員会との連携を図りつつ、委員会の構成(人数、独立性、出身分野・専門性、監査職務の経験など)について、独立性はもとより専門性について要件を定める。(注)

監査委員の選任に当たっては、監査委員の職務遂行を補助する内部統制システムの整備状況に応じた執務時間を要することを踏まえ、これに配慮する必要がある。また、作成す

る監査報告書の法定記載事項が監査役設置会社の場合とほぼ同じであることや業務財産調査権の規定等に鑑みると、すでに十分な監査ノウハウを有している監査役は監査委員の重要な候補者であるといえよう。

(注)米国では、連邦法(The Sarbanes-Oxley Act of 2002)により監査委員会の委員に最低1名以上の財務専門家(Financial Expert)を選任することが求められており、その専門性要件についても詳細に規定されている。

#### 監査委員会の職務を補助する使用人体制の整備

商法施行規則193条1号・2号に定める監査委員会の職務を補助すべき部署とその独立性が、監査職務の遂行のために十分確保されているかどうかを検討する。直接的に業務執行に携わっていない常勤の使用人を監査委員会が使用し、監査委員会の職務の遂行を実質的に補助する体制の整備が必要となろう。

#### 執行役・使用人等から監査委員会への報告体制

商法施行規則193条3号に規定する監査委員に対する報告体制を整備することが、監査の実効性の確保のために必要である。

#### 常勤監査体制

監査委員会については、監査委員の常勤について別段の規定はないが、監査役制度と同水準の情報収集力と監査品質を維持するためには、運用上は常勤の委員を選任することが必然的となろう。

#### 監査委員の身分保障

監査役が任期4年であるのに対して、監査委員会を構成する取締役の任期は1年である。再任を妨げるものではないが毎期改選となるので、監査委員の選任にあたっては監査の継続性・身分的保障に配慮し、独立性の確保に努める必要がある。

## B 監査委員会における検討事項

### 監査方針・監査の分担の決定

監査委員会には、会議体としての組織的監査を基本として、各監査委員が分担して権限を行使することにより効率的な監査が行われることが期待されている。監査委員会では、各種調査権、報告請求権等を有するのは「監査委員会が指名する監査委員」であることから、効果的・効率的監査を実施する上で、監査の分担体制を如何に決定し、監査方針を策定するかは重要である。

### 会計監査人の独立性確保

経営の監督機能を強化し、さらに、新たに導入された連結計算書類制度に対応するためには、会計監査法人との連携を強化する必要がある。監査委員会は、会計監査人の業務執行者からの独立性の確保について責任を持つために、会計監査人の選任・解任ばかりでなく、監査契約の締結、監査報酬の決定等に関与する。(注)

(注)米国では、連邦法(The Sarbanes-Oxley Act of 2002)により、外部監査人の選任・報酬については監査委員会の決定を要するとするなど、監査委員会は外部監査人の独立性について直接的な責任を負うこととされた。

### 内部監査部門等との連携

健全で効率的な企業経営を行うためには、いわゆる内部統制システム等が整備・運用され、内部監査部門等による監査が適切に行われなければならない。

監査委員会は、内部監査部門等と積極的に連携等を図りつつ、必要に応じて内部統制システム等の監視、評価、改善提言を行う。このことは委員会等設置会社における監査体制の根幹をなすものであり、かつ監査の実を上げるうえでも必須である。

### 監査委員とグループ会社監査役(監査委員)との連携

連結計算書類の信頼性確保にとどまらず、企業集団全体としての経営監視機能を高めるために親会社監査委員とグループ会社監査役(監査委員)との連携を図ることは、企業集団全体のガバナンスを向上させるためにも重要である。

## 第 監査役設置会社における検討課題

法的に提案された選択肢のみならず、監査役制度を継続し、コーポレート・ガバナンスの改善を図る選択肢は多数あり、既に多くの会社においてその試みが行われている。

監査役設置会社としては、企業統治立法(「企業統治に関する商法等改正」(平成13年))において強化された監査役機能を十分に活かすとともに、今回の商法抜本改正において日本企業に要請された課題、すなわち、経営の機動性確保、監視・監督体制の強化、経営の透明性確保に向けた検討を行うことが要請される。

### 1. 取締役会の機能状況の検証

取締役会の職務が1)会社の業務執行を決し、2)取締役の職務の執行を監督することであることから、この両面からの検証を行う。

## (1) 迅速な経営意思決定及び機動的な業務執行体制の整備・構築

取締役会の職務の一つが会社の業務執行を決定することであることに鑑み、業務執行の決定が迅速な意思決定を行い、機動的な経営ができる体制かを検証する。

### 取締役会の規模の適正化

実質的な議論ができ、かつ、迅速な経営意思決定を行う体制となっているかどうか、会社の規模・業態に応じた取締役会の規模となっているかどうか、検証する。

### 議案の付議内規の適正化

迅速な経営判断を行い、かつ、機動的な業務執行を行える体制かどうかの観点から、会社の規模・業態、取締役会の規模に応じた取締役会付議基準が設定されているか、取締役会付議基準に適応した下部組織への権限委任体制ができているかどうかを検証する。

### 機動的で透明性の高い業務執行体制の構築

執行役員制度を導入すべきか、重要財産委員会（注）を活用すべきか、その他任意組織（リスク管理委員会、企業倫理・コンプライアンス委員会、投資委員会、指名委員会、報酬委員会等）を設置すべきかなど、対応策を検討する。

（注）重要財産委員会については、【資料3】参照。

## (2) 経営監督体制の整備・経営の透明性確保

取締役会のもう一つの職務である「取締役の職務の執行の監督」に関して、経営に対する監督機能は十分か、透明性は確保されているかどうかを検証する。

### 社外・中立者等「外部の眼」による監視体制の構築

検討の視点として例えば、

- ・ 社外監査役の機能の強化
- ・ アドバイザリー・ボード、経営諮問会議等の設置
- ・ 社外取締役の選任

なお、社外監査役或いは社外取締役ほか社外出身者に対しては、当該会社の経営環境について十分な理解が得られるよう、オリエンテーションを行うなど会社情報等の説明・提供に努める必要がある。

### 牽制力のある監視・監督体制の構築

検討の視点として例えば、

- ・ 取締役会議長と代表取締役の役割分担の明確化

- ・ 各種の任意委員会（リスク管理委員会、企業倫理・コンプライアンス委員会、投資委員会、指名委員会、報酬委員会等）の設置
- ・ 監査役会の独立性強化に伴う経営への助言機能の制度化・ルール化（各種の任意委員会との連携・報告体制の確立）

## 2. 監査役制度の機能状況の検証

監査役設置会社の経営監視機能・監査機能については、企業統治立法による監査役機能の強化・充実を確実に実行することが肝要である。併せて、監査機能の実効性を確保する監査体制を整備・構築することが求められる。

### (1) 経営者（取締役及び取締役会）による監査役（会）の責務・役割の内外への宣言

経営者が、監査役（会）が果たすべき責務と役割を社内外に明確にすることは、監査環境を整備するうえで最大のポイントとなる。経営者は、率先して会社としての方針を社内外に明確に打ち出すべきであり、監査役（会）としては、経営者に対してその働きかけを行う。

### (2) 監査役を選任方針・基準の明確化

企業統治立法により、1) 社外監査役半数以上、2) 監査役選任提案権、提案請求権、選任同意権の付与、3) 監査役任期 4 年等、監査役の独立性強化が図られたことを受けて、監査役会としては監査役選任提案権等監査役人事に対する権限の所在を背景として、監査役会としての選任方針・基準を固め、取締役会と協議の上、会社としての方針を定める。

### (3) 監査役の監査体制の整備

作為・不作為を問わず、取締役が善管注意義務を果たしているかどうかの観点から十分な監査を行える体制を整備・構築することが求められる。

#### 常時監査に基づく予防監査体制の整備・構築

常時監査の意義は、リアルタイムでリスクを未然に監査することにある。企業統治立法により、監査役取締役会出席義務化・意見陳述義務化が図られたことを受けて、監査役取締役会・経営会議等重要会議への出席状況は十分か、監査役の意見陳述は、取締役が善管注意義務に違背していないかどうか、十分な経営判断プロセスを経ているかの予防的観点から行っているか、検証する。

#### 内部統制システム等の整備・構築

たとえば下記について、十分であるか検証し、いわゆる内部統制システムの監視、評価、

改善提言を積極的に行う。

- ・ 内部統制機構・組織の整備・運用状況（統制環境、対象業務範囲、情報伝達体制、発見された問題点の是正プロセス等を含む）
- ・ 内部統制機構・組織の専門性・倫理観と業務執行部門からの独立性
- ・ 内部統制機構・組織と監査役（会）との連携・報告体制（運用上の指揮命令、報告体制の制度化・ルール化）いわゆるリスク管理体制の整備・運用状況

なお、委員会等設置会社においていわゆる内部統制システムに関する事項の取締役会決議と監査委員会による相当性判断が規定されたことを受けて、監査役設置会社においても、これと同等の仕組みの整備が必要となると考えておくべきである。（注）

（注）【判例】大和銀行代表訴訟事件判決（平成 12 年 9 月 20 日大阪地裁）は、代表取締役又は業務担当取締役はリスク管理体制の構築義務を負い、その他の取締役及び監査役がその監視義務を負うことは取締役及び監査役としての善管注意義務の内容を為すとした。

神戸製鋼所代表訴訟事件神戸地裁所見（平成 14 年 4 月 5 日）は、取締役は内部統制システムを構築すべき法律上の義務を負い、内部統制システムの構築を行わないで放置してきた代表取締役が、社内の違法行為について知らなかったと弁明するだけでその責任を免れることはできないとした。

監査役（会）の情報へのアクセス権の確保

下記について、十分であるか検証する。

- ・ 会社規模に適合した監査役スタッフ組織の陣容
- ・ 内部通報等社内ホットラインと監査役（会）と監査役（会）との連携・報告体制
- ・ 各種の任意委員会と監査役（会）との連携・報告体制
- ・ 取締役・執行役員等の職務執行に係る情報の保存・管理体制

#### (4) 他の監査人との連携

会計監査人やグループ会社監査役との連携強化がガバナンスの向上に重要な役割を果たすことを踏まえ、更なる連携強化・充実を図る観点から検証する。

会計監査人との連携 経営からの独立性の確保

わが国に限らず、外部監査の信頼性を確保することは喫緊の課題である。株主総会への会計監査人の選任議案の提出権を有するのは会社であるが、監査役会としては、会計監査人の選任提案権・請求権・同意権など、法律上の所与の権限を十分に行使することにより会計監査人の独立性確保にかかる監査役会としての責任を果たし、会計監査人監査の実効性確保に努めなければならない。

### 内部監査部門との連携

健全で効率的な企業経営を行うためには、内部統制が整備・運用され、内部監査部門等による監査が適切に行われなければならない。

内部統制の整備・運用は取締役の責任であり、内部監査部門も取締役の指揮・命令のもとに整備・運用されるものである。監査役としては、取締役が構築した内部統制の監視、評価、改善提言を行い、積極的に内部監査部門との連携を図ることは、監査の実を上げるうえで重要である。

### グループ会社監査役との連携

親会社監査役は、連結計算書類の信頼性を確保するためだけでなく、予防監査、リスク回避、コンプライアンス、内部統制機能等々が企業集団を構成するグループ会社全体をカバーし得る仕組みとなっているか、そのためのグループ会社監査役との連携体制は十分か、検証する。

## おわりに

監査役設置会社であろうと委員会等設置会社であろうとも、コーポレート・ガバナンスの「質」を決する最大の要は、経営に対する監視・監督機能であるといつて過言ではない。監視・監督機能に問われているのは、如何に経営から独立した立場で監視・監督を行うことができるかということであり、商法改正を機に、各社は、これが実行されているかどうかについて開示を通じて市場と社会に示していく必要がある。その意味で、特に留意されるべきは経営の透明性確保であり、経営監視機能を担う立場にある監査役若しくは監査委員会が果たすべき役割とその責任は大きい。

企業は、利潤を獲得し持続的な成長を実現することにより初めて株主をはじめ多様なステーク・ホルダーに報いることができる。その目的を達成するため、健全で効率的な企業経営が行われるべく実効ある監視・監督体制を構築し、それが機能していることについて、開示を通じて証明していくことが要請されているのである。

商法改正によって提案された会社機関の選択制導入を契機として、各社は、それぞれの会社に適合し、機能する仕組みは何かを真剣に検討し、実現させることが期待されている。

なお、当協会は第 29 回会員総会において「監査役制度の優れた面を更に深化させ、企業の健全な発展のために貢献していくと共に新たに導入された『監査委員会』方式による監査についてもその実効性を確かなものにしてゆくことがわが国全体にとって有益と考え、当協会が蓄積した監査に関する知識・経験を監査委員会のあるべき姿の追求のために活用する」旨の基本方針の承認を得ている。この考え方に基づき、当委員会としては引き続き監査役及び監査委員会のベスト・プラクティス（監査委員会監査報告書モデルを含む）につ

き検討を深め、レポートをまとめることとしたい。

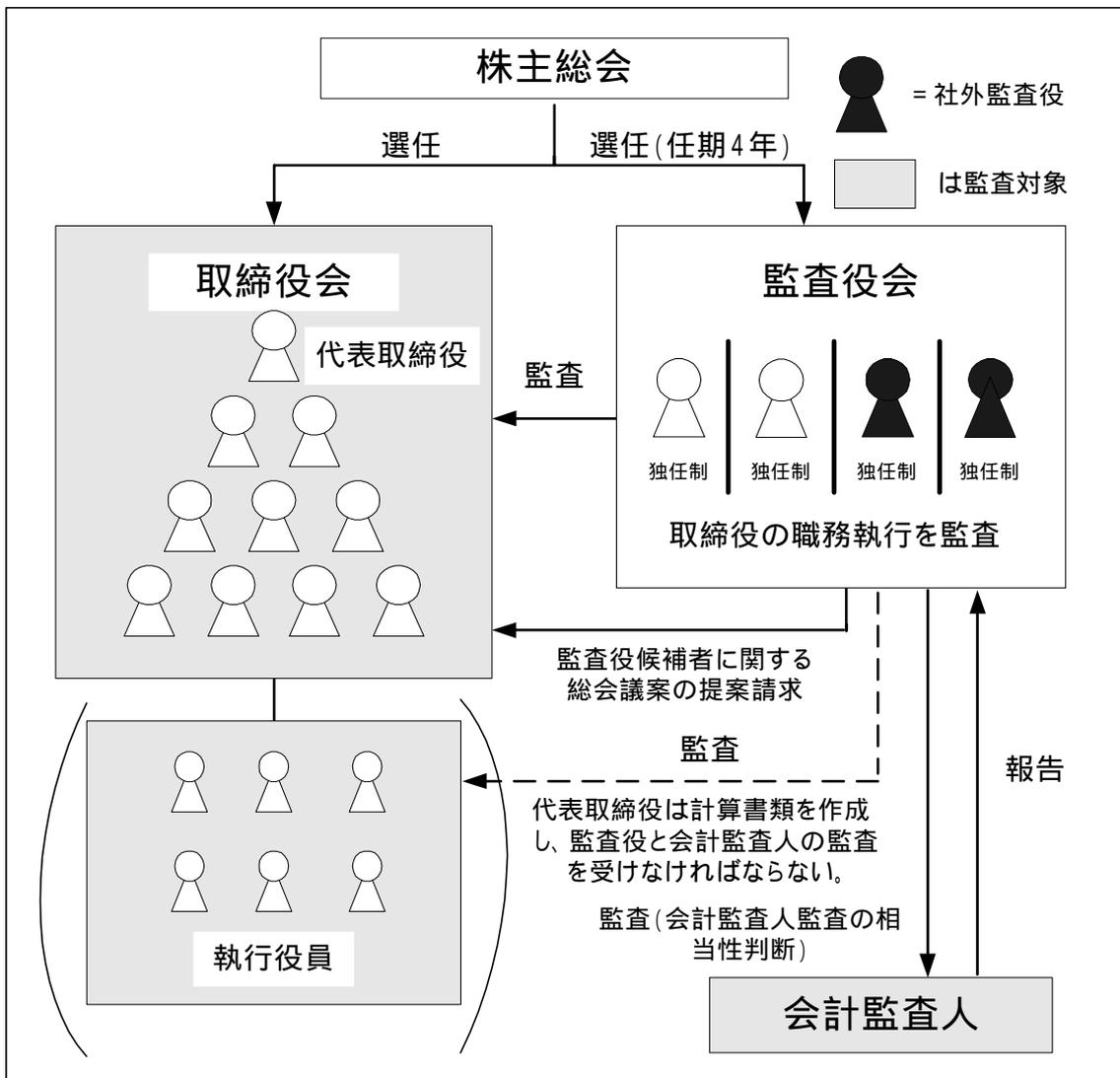
また、改正法により新たに導入された連結計算書類制度への対応については、当協会の会計委員会において、その施行時期にあわせた検討が予定されている。

以 上

## 【資料編】

【資料1】

監査役設置会社（商法特例法上の大会社）



(監査役制度) …… 監査役は株主から直接選任され、監査の主体と客体が峻別されている。

監査役会の半数以上を社外監査役としなければならない。

常勤監査役を1名以上選任しなければならない。

取締役・使用人等との兼任が禁止。

独任制である。

(主な監査役(会)の権限)

監査役選任に関する同意権、議題提案権、議案提出権(商法特例法18条3項)

取締役会出席・意見陳述義務(商法260条ノ3第1項)

営業報告請求権、会社業務・財産状況調査権(商法274条2項)

子会社調査権(商法274条ノ3)

違法行為差止請求権(商法275条ノ2)

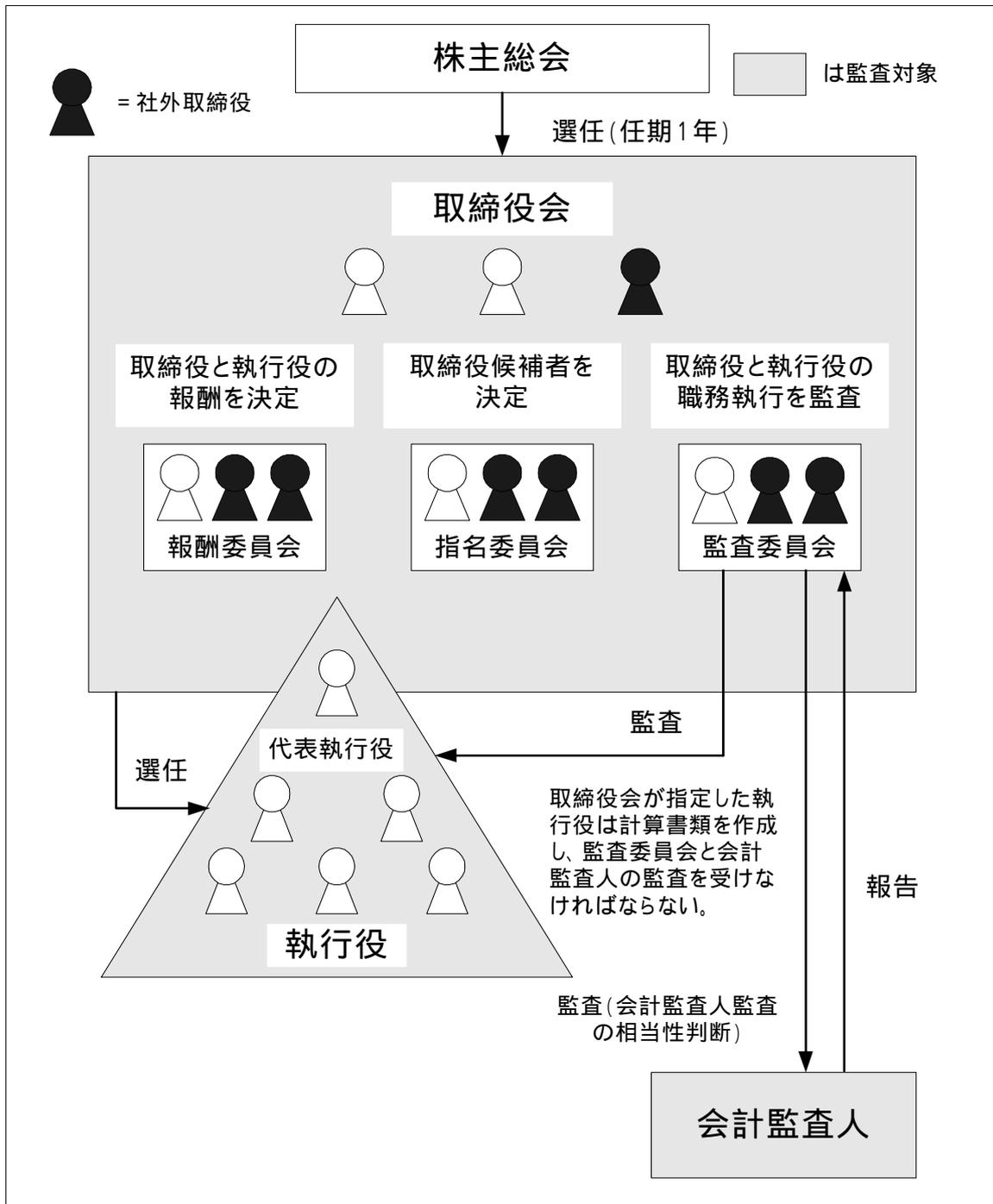
競業取引・利益相反取引、無償の利益供与等の監査(商法施行規則133条)

会計監査人からの報告義務、会計監査人に対する報告請求権(商法特例法8条1項、2項)

取締役と会社間の訴訟代表権(商法275条ノ4)

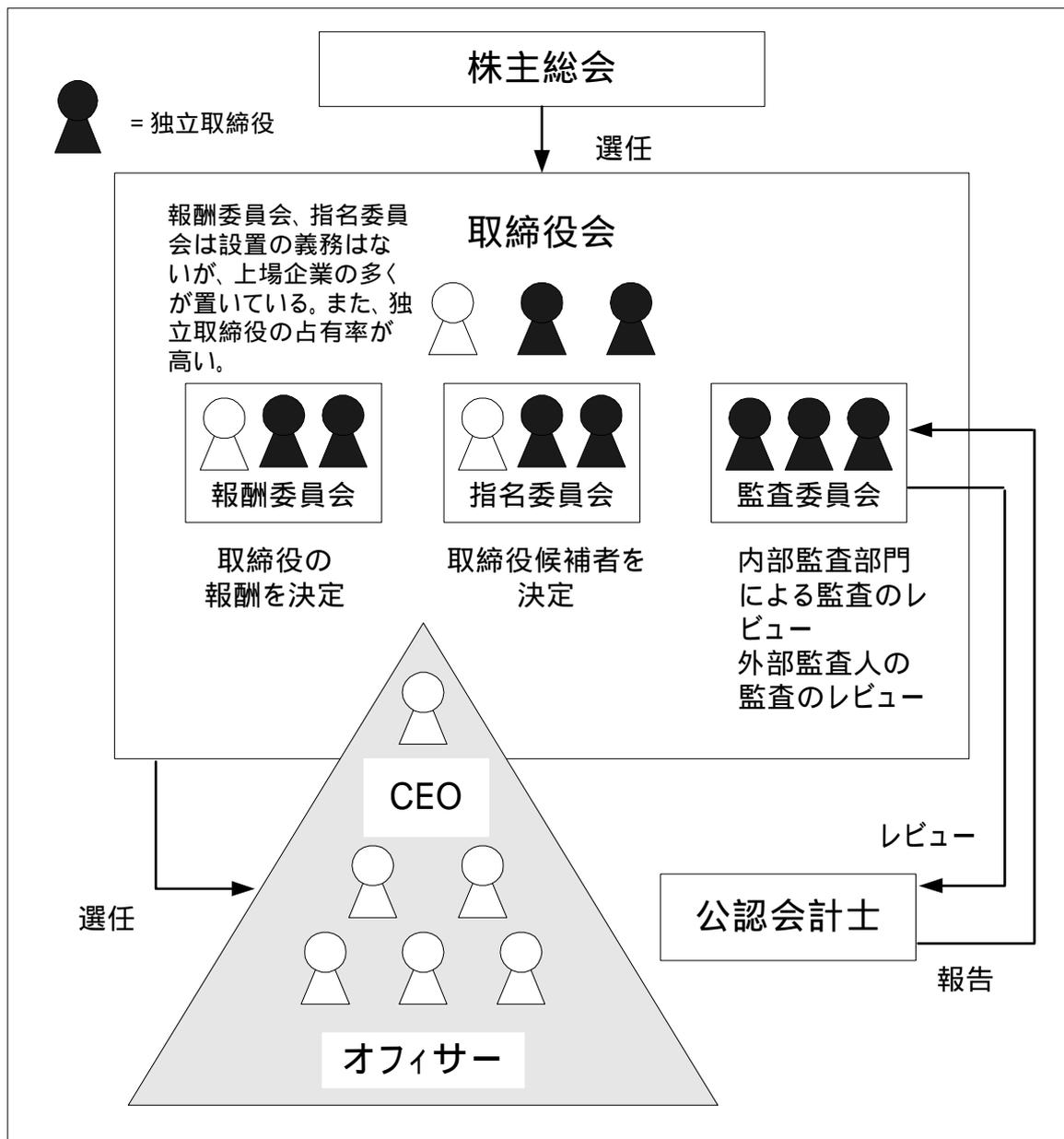
取締役の責任軽減(株主総会の特別決議による免除、定款規定に基づく取締役会決議による免除)の同意  
(商法266条9、13、21項)、会社の補助参加の同意(商法268条8項)

## 委員会等設置会社



委員会の過半数を社外取締役としなければならない。  
 委員会メンバーは、取締役会で選任される。  
 社外取締役は、複数の委員会を兼務することができる。  
 監査役と同内容の職務・権限を監査委員会に移行。

## アメリカ型の制度（上場会社）



サーベンス・オクスリー法の規定に基づいた証券取引所の上場規則により、独立取締役のみで構成される監査委員会の設置が義務付けられている。同様に、監査委員会の主たる職務は、内部統制の機能状況のチェックと、外部監査人が行う監査のレビューが中心となっている。各委員会は決定権を持たず、最終決定権は取締役会が持つ。監査委員会は自ら監査行為を行わない。監査委員会メンバーは常勤しない。監査委員会は平均して年間4～5回程度開催される。

【資料 2】

【取締役（会）・業務執行の比較表】

主な権限等	監査役設置会社	委員会等設置会社
取締役の選任	<p>取締役会で議案決定、株主総会で選任</p> <p>・「取締役は株主総会に於て之を選任す」（商法 254 条）</p>	<p>指名委員会で議案決定、株主総会で選任</p> <p>・「指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する権限を有する。」（商法特例法 21 条の 8）</p>
社外取締役の選任	<p>規定なし</p> <p>（任意）</p>	<p>2 名以上の選任</p> <p>・「委員会（第 21 条の 5 第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる機関をいう。以下同じ。）は、それぞれ、取締役三人以上で組織する。ただし、各委員会につき、その過半数は、社外取締役であつて委員会等設置会社の執行役でない者でなければならない。」（商法特例法 21 条の 8）</p>
取締役の任期等	<p>2 年以内</p> <p>・「取締役の任期は二年を越ゆることを得ず」（商法 256 条）</p>	<p>1 年</p> <p>・「取締役の任期は、就任後一年以内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時までとする。」（商法特例法 21 条の 6）</p> <p>・「取締役は、委員会等設置会社の業務を執行することができない。ただし、この法律又はこの法律に基づく命令に別段の定めがある場合は、この限りでない。」（商法特例法 21 条の 6）</p>
取締役の報酬の決定	<p>定款に報酬額を規定又は株主総会決議により決定</p> <p>・「取締役が受くべき報酬に付ての左に掲ぐる事項は定款に之を定めざりしときは株主総会の決議を以て之を定むく以下略」（商法 269 条）</p>	<p>報酬委員会が決定</p> <p>・「報酬委員会は、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容を決定する権限を有する。」（商法特例法 21 条の 8、同 21 条の 11）</p>
取締役会の権限等	<p>・「取締役会は会社の業務執行を          決し取締役の職務の執行を監督す          取締役会は左の事項其の他の重要な業務執行に付ては取締役に決せしむることを得ず</p> <p>一 重要な財産の処分及び譲受          二 多額の借財          三 支配人其の他の重要な使用人の選任及び解任          四 支店其の他の重要な組織の設置、変更及び廃止</p> <p>左に掲ぐる取締役は会社の業務を執行す</p> <p>一 代表取締役          二 代表取締役以外の取締役にして取締役会の決議に依り会社の業務を執行する取締役に指名せられ其の指名を受諾したるもの          前項の取締役は三月に一回以上業務の執行の状況を取締役に報告することを要す</p> <p>第 3 項の取締役以外の取締役にして会社の業務を執行したるものは第 188 条第 2 項第 7 号ノ 2 の規定の適用に付ては会社又は子会社の業務を執行する取締役と看做す」（商法 260 条）</p>	<p>・「取締役会は、次に掲げる事項その他委員会等設置会社の業務を決定し、取締役及び執行役の職務の執行を監督する。</p> <p>一 経営の基本方針          二 監査委員会の職務の遂行のために必要なものとして法務省令で定める事項          三 執行役が数人ある場合における執行役の職務の分掌及び指揮命令関係その他の執行役の相互の関係に関する事項          四 第 21 条の 14 第 3 項の規定による取締役会の招集の請求を受ける取締役</p> <p>取締役会は、委員会等設置会社の業務の決定を取締役に委任することができない。</p> <p>取締役会は、次に掲げる事項を除き、その決議により、委員会等設置会社の業務の決定を執行役に委任することができる。＜以下略（注 1）＞」（商法特例法 21 条の 7）</p>

利益処分案・ 損失処理案の扱い	株主総会の承認決議 ・「取締役は第281条第1項各号に掲ぐるものを定時総会に提出して同項第3号に掲ぐるものに在りては其の内容を報告し、同項第1号、第2号及第4号に掲ぐるものに在りては其の承認を求むることを要す」 (商法283条、同281条)	取締役会決議に基づく株主総会への報告  (会計監査人、監査委員会の適法意見がある場合) (商法特例法21条の31)(注2)
役員賞与の配分 (利益処分)	可	不可 ・「委員会等設置会社にあつては、利益の処分として、取締役又は執行役に対する金銭の分配をすることができない。」 (商法特例法21条の31)
執行役の 選任・解任等	規定なし	あり ・「委員会等設置会社には、次に掲げる機関を置かなければならない。 一 指名委員会 二 監査委員会 三 報酬委員会 四 一人又は数人の執行役」 (商法特例法21条の5) ・「執行役は、取締役会において選任する。委員会等設置会社を設立する場合についても、同様とする。」 (商法特例法21条の13) ・「取締役は、執行役を兼ねることができる。」 (商法特例法21条の13) ・「執行役は、いつでも、取締役会の決議をもって解任することができる。」 (商法特例法21条の13)
執行役の任期	規定なし	1年 ・「執行役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時総会が終結した後最初に開催される取締役会の終結の時までとする。」 (商法特例法21条の13)
執行役の権限	規定なし	取締役会からの委任事項の決定、 会社の業務執行 ・「執行役の権限は、次に掲げるとおりとする。 一 第21条の7第3項の規定による取締役会の決議に基づき、当該決議により委任を受けた事項の決定を行うこと。 二 委員会等設置会社の業務を執行すること。」 (商法特例法21条の12)
株主代表訴訟の 対象	取締役、監査役 ・「六月前より引続き株式を有する株主は会社に対し書面を以て取締役の責任を追及する訴の提起を請求することを得」 (商法267条、同280条)	取締役、執行役 ・「委員会等設置会社における商法第268条第1項の取締役の責任を追及する訴えについては、同条第5項中「第266条第5項」とあるのは「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第21条の17第2項(同法第21条の20第2項に於て準用する場合を含む)」と、同条第8項中「第266条第9項」とあるのは「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第21条の17第4項に於て準用する第266条第9項」と、「取締役」とあるのは「取締役(監査委員会を組織するものを除く)」と読み替えて、これらの規定を適用する。」 (商法特例法21条の25) ・「商法第267条から第268条ノ3までの規定は、執行役の責任を追及する訴えについて準用する。 <以下略>」 (商法特例法21条の25)

重要財産委員会の設置	<p style="text-align: center;">可</p> <p>・「大会社又はみなし大会社であって、次に掲げる要件を満たすものは、取締役会の決議により、重要財産委員会を置くことができる。〈以下略〉」 (商法特例法 1 条の 3)</p>	<p style="text-align: center;">不可</p> <p>(商法特例法 21 条の 36 による同法 1 条の 3 の適用除外)</p>
------------	--	--

(注 1) 商法特例法 21 条の 7 で定められている取締役会決議を要する事項(執行役に委任できない業務決定)は次のとおり。

第 1 項各号に掲げる事項(経営の基本方針等)、各委員会を組織する取締役の決定、監査委員が訴訟の当事者である場合における会社代表者の決定、執行役の選任及び解任、代表執行役の決定及び共同代表に関する決定、定款の定めに基づく取締役・執行役の責任の免除、計算書類等の承認、株式譲渡制限会社における株式譲渡の承認、株式譲渡の相手方の指定、株主総会の招集の決定、株主総会に提出する議案の内容の決定、営業譲渡・譲受等の内容の決定、事後設立の契約の内容の決定、取締役会を招集する取締役を定めた場合の取締役の決定、取締役・執行役の競業取引の承認、介入権行使の決定、取締役・執行役の自己取引・利益相反取引の承認、譲渡制限付新株予約権の譲渡の承認、中間配当の決定、株式交換契約書の内容の決定(簡易手続きによる場合を除く)、株式移転の際の株主総会における承認事項の決定、分割計画書の内容の決定(簡易手続きによる場合を除く)、21 分割契約書の内容の決定(簡易手続きによる場合を除く)、22 合併契約書の内容の決定(簡易合併を除く)。

(注 2) (商法特例法 21 条の 31 ) 「次の各号のいずれにも該当する場合には、商法第 283 条第 1 項及び第 293 条ノ 2 の規定にかかわらず、貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する議案については、これらのものについての第 21 条の 26 第 1 項の取締役会の決議があった時に、同法第 283 条第 1 項の承認を得たものとみなす。この場合においては、取締役は、定時総会にこれらのものを提出し、その内容及び利益の処分又は損失の処理の理由その他当該定時総会における株主の議決権行使の参考になるべきものとして法務省令で定める事項を報告しなければならない。

一 各会計監査人の監査報告書に次に掲げる記載があるとき。

イ 貸借対照表及び損益計算書が法令及び定款に従い委員会等設置会社の財産及び損益の状況を正しく表示したものである旨

ロ 利益の処分又は損失の処理に関する議案が法令及び定款に適合する旨

二 監査委員会の監査報告書(各監査委員の意見の付記を含む。)に次に掲げる記載がないとき。

イ 前号イ及びロについての会計監査人の監査の結果を相当でないと認めた旨

ロ 利益の処分又は損失の処理に関する議案が委員会等設置会社の財産の状況その他の事情に照らし著しく不当である旨」 (商法特例法 21 条の 31 )

【監査役（会）と監査委員会の比較表】

主な権限等		監査役（会）	監査委員会
監査対象		取締役の職務の執行の監査 (商法 274 条 )	取締役及び執行役の職務の執行の監査 (商法特例法 21 条の 8 1 号)
資格・地位・独立性	選任 選任に関する権限	株主総会に於て直接選任 (商法 280 条 ・ 同 254 条 ) 選任同意権、議題提案権、議案提出権 (商法特例法 18 条 )	取締役会の決議により選任 (商法特例法 21 条の 8 )
	任期	4 年 ・「監査役の任期は就任後四年内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時迄とす」 (商法 273 条 )	1 年 (取締役としての任期に準ずる)
	常勤体制	1 名以上の常勤者を選任 ・「大会社は、監査役の互選をもって常勤の監査役を定めなければならない。」 (商法特例法 18 条 )	規定なし
	構成	3 名以上かつ社外監査役半数以上 ・「大会社にあっては、監査役は、三人以上で、そのうち半数以上は、その就任前に大会社又はその子会社の取締役、執行役又は支配人その他の使用人となつたことがない者でなければならない。」 (商法特例法 18 条 )	3 名以上かつ社外取締役過半数 ・「委員会（第 21 条の 5 第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる機関をいう。以下同じ。）は、それぞれ、取締役三人以上で組織する。ただし、各委員会につき、その過半数は、社外取締役であつて委員会等設置会社の執行役でない者でなければならない。」 (商法特例法 21 条の 8 )
	報酬	定款に報酬額を規定又は株主総会決議により決定 ・「監査役は報酬は定款に其の額を定めざりしときは株主総会の決議を以て之を定む」 (商法 279 条 ) ・「監査役数人ある場合に於て各監査役の受くべき報酬の額に付定款の定又は総会の決議なきときは其の額は前項の報酬の範囲内に於て監査役の協議を以て之を定む」 (商法 279 条 )	報酬委員会が個人別の報酬の内容を決定 ・「報酬委員会は、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容を決定する権限を有する。」 (商法特例法 21 条の 8 )
	選任・解任・辞任に関する総会での意見陳述権	あり ・「監査役は株主総会に於て監査役の選任又は解任に付意見を述ぶことを得」 (商法 275 条ノ 3 ) ・「監査役を辞任したる者は其の後最初に招集せられたる株主総会に出席し其の旨及理由を述ぶことを得」 (商法 275 条ノ 3 ノ 2 )	規定なし

調査権限	営業報告請求権 業務・財産状況調査権	あり ・「監査役は何時にても取締役及支配人その他の使用人に対し営業の報告を求め又は会社の業務及財産の状況を調査することを得」 (商法 274 条 )	あり (監査委員会が指名する監査委員) ・「監査委員会が指名する監査委員は、いつでも、他の取締役、執行役及び支配人その他の使用人に対してその職務の執行に関する事項の報告を求め、又は委員会等設置会社の業務及び財産の状況を調査することができる。」 (商法特例法 21 条の 10 )
	子会社・連結子会社 調査権	あり ・「親会社の監査役は其の職務を行う為必要あるときは子会社に対し営業の報告を求め又は子会社の業務及財産の状況を調査することを得」 (商法 274 条ノ 3 ) ・「監査役は、連結計算書類に関する職務を行うため必要があるときは、連結子会社に対して会計に関する報告を求め、又は連結子会社の業務及び財産の状況を調査することができる。」 (商法特例法 19 条の 3 )	あり (監査委員会が指名する監査委員) ・「監査委員会が指名する監査委員は、監査委員会の権限(連結子会社については、連結計算書類に関するものに限る。)を行使するために必要があるときは、子会社若しくは連結子会社に対して営業の報告を求め、又は子会社若しくは連結子会社の業務及び財産の状況を調査することができる。」 (商法特例法 21 条の 10 )
株主総会・取締役(会)との関係	取締役会への 報告義務	あり ・「監査役は取締役が会社の目的の範囲内に在らざる行為其他法令若は定款に違反する行為を為し又は為す虞ありと認むるときは取締役会に之を報告することを要す」 (商法 260 条ノ 3 )	あり ・「監査委員は、執行役が委員会等設置会社の目的の範囲外の行為其他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると認めるときは、取締役会において、その旨を報告しなければならない。」 (商法特例法 21 条の 10 )
	法令・定款違反行為等 の事実の報告受理権	あり ・「取締役は会社に著しき損害を及ぼす虞ある事実を発見したときは直に監査役にこれを報告することを要す」 (商法特例法 19 条・商法 274 条ノ 2)	あり ・「執行役は、委員会等設置会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、監査委員に当該事実を報告しなければならない。」 (商法特例法 21 条の 14 )
	取締役会への業務状 況の報告義務	規定なし	あり (監査委員会が指名する監査委員) ・「委員会を組織する取締役であつてその所属する委員会が指名する者は、当該委員会の職務の執行の状況を、取締役会に、遅滞なく報告しなければならない。」 (商法特例法 21 条の 9 )
	取締役会招集請求権	あり ・「監査役は取締役が会社の目的の範囲内に在らざる行為其他法令若は定款に違反する行為を為し又は為す虞ありと認むるときは取締役会に之を報告することを要す」 (商法 260 条ノ 3 ) ・「前項の場合に於て必要あるときは監査役は取締役会の招集を請求することを得」 (商法 260 条ノ 3 )	規定なし

	取締役会招集権	あり ・「第2項の請求ありたる場合に於て五日以内に其の請求の日より二週間内の日を会日とする取締役会の招集の通知が発せられざるときは其の請求を為したる取締役は取締役会の招集を為すことを得」 (商法 259 条 4 項) ・「第 259 条第 4 項の規定は前項の請求ありたる場合に之を準用す」 (商法 260 条ノ 3 )	あり (委員会が指名する者) ・「商法第 259 条第 1 項ただし書の規定により取締役会を招集すべき取締役が定められた場合であっても、当該取締役以外の委員会を組織する取締役であつてその所属する委員会が指名する者は、当該定めにかかわらず、取締役会を招集することができる。」 (商法特例法 21 条の 9 )
	株主総会提出議案及び書類の調査報告義務	あり ・「監査役は取締役が株主総会に提出せんとする議案其他のものを調査し法令若は定款に違反し又は著しく不当なる事項ありと認むるときは株主総会に其の意見を報告することを要す」 (商法 275 条)	規定なし  (取締役会の議案提出義務として履行)
	違法行為差止請求権	あり ・「取締役が会社の目的の範囲内に在らざる行為其他法令又は定款に違反する行為を為し之により会社に著しき損害を生ずる虞ある場合に於ては監査役は取締役に対し其の行為を止むべきことを請求することを得」 (商法 275 条ノ 2 )	あり ・「監査委員は、執行役が前項に規定する行為をし、又は当該行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該委員会等設置会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該執行役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。<以下略>」 (商法特例法 21 条の 10 )
監査活動	監査方針の決定 業務分担の決定	可 ・「監査役会は、この法律に定める権限を有するほか、その決議をもって、監査の方針、大会社の業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項を定めることができる。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。」 (商法特例法 18 条の 2 )	解釈上必要  (調査等の権限を有する者を監査委員会で決定)
	監査役・監査委員の独立性	独任制 (協議することは可能であるが個々の監査役の権限行使を妨げることはできない)	組織監査が基本 (監査委員会が指名する者が委員会を代表して権限を行使)
会計監査人との関係	選任権	選任同意権 (商法特例法 3 条 ) 議題提案権、議案提出権 (商法特例法 3 条 )	議案決定権 (商法特例法 21 条の 8 2 号)
	解任権	解任権 (商法特例法 6 条の 2 ) 解任同意権、議題提案権 (商法特例法 6 条 )	議案決定権 (商法特例法 21 条の 8 2 号)
	不再任権	不再任同意権、議題提案権 (商法特例法 5 条の 2 )	議案決定権 (商法特例法 21 条の 8 2 号)

	会計監査人からの報告受理権	あり ・「会計監査人がその職務を行うに際して取締役の職務遂行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、その会計監査人は、これを監査役会に報告しなければならない。」 (商法特例法 8 条 )	あり (商法特例法 21 条の 36 による商法特例法 8 条 の読替え適用)
	会計監査人に対する報告請求権	あり ・「監査役は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。」 (商法特例法 8 条 )	あり (監査委員会が指名した監査委員) (商法特例法 21 条の 36 による商法特例法 8 条 の読替え適用)
監査報告書	作成手続き	各監査役からの監査報告に基づき監査役会名で作成 ・「監査役は、前条第 1 項の監査報告書の調査その他の監査を終えたときは、監査役会に対し、第 3 項各号に掲げる事項について報告しなければならない。」 (商法特例法 14 条 )	監査委員会で合議の上、監査委員会名で作成 ・「監査委員会は、前条第 1 項の監査報告書を受領した日から一週間以内に、監査報告書を作成した上、これを第 21 条の 26 第 1 項の執行役に提出し、かつ、その謄本を会計監査人に交付しなければならない。」 (商法特例法 21 条の 29 )
	記載事項	従来通り (商法特例法 14 条 ・商法 281 条ノ 3 )	監査役会の監査報告書記載事項に加えて、 「第 21 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げる事項(監査委員会の職務の遂行のために必要なものとして商法施行規則第 193 条で定める事項)についての取締役会の決議の内容が相当でない」と認めるときは、その旨及び理由」の記載を要す。 (商法特例法 21 条の 29 2 号)
	個別意見の付記	可 ・「前項の監査報告書には、第 1 項の規定による監査役の報告に基づき、次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、各監査役の意見を付記することができる。 <以下略>」 (商法特例法 14 条 )	可 ・「前項の規定により監査委員会が作成すべき監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、監査委員は、当該監査報告書に自己の意見を付記することができる。 <以下略>」 (商法特例法 21 条の 29 )

## 【資料 3】

### その他主要な改正と監査役の実務対応

#### ・ 監査役設置会社における監査役の実務対応

##### 1. 重要財産委員会

###### 【重要財産委員会の設置】

- (1) 大会社またはみなし大会社では、次の要件を満たせば、取締役会決議により、重要財産委員会を置くことができる（商特1条の3～1条の5）。  
取締役の数が10人以上であること  
取締役のうち1人以上が社外取締役であること  
社外取締役の定義（商188条 七ノ二）  
「取締役が其の会社の業務を執行せざる取締役にして過去に其の会社又は子会社の業務を執行する取締役、執行役又は支配人その他の使用人となりたることなく且つ現に子会社の業務を執行する取締役若しくは執行役又は其の会社若しくは子会社の支配人其の他の使用人に在らざるもの」
- (2) 重要財産委員会は、取締役3人以上で組織し、その取締役は、取締役会の決議により定める。同委員会は、取締役会から委任を受けた、商法260条2項1号・2号に掲げる事項の決定を行う。
- (3) 重要財産委員会の決議内容は、遅滞なく取締役会に報告しなければならない。
- (4) 重要財産委員会の議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、出席した重要財産委員と監査役が署名等をした議事録を作成しなければならない。また、取締役は、重要財産委員でなくても議事録の閲覧・謄写をすることができる。
- (5) 重要財産委員会には、取締役会の運営に関する規定が準用される。
- (6) 重要財産委員会を置いたときは、「同委員会を置く旨」「委員の氏名」を登記しなければならない（本店＝2週間以内、支店＝3週間以内）。

###### 【実務対応】

取締役の員数が10人以上の会社では、「重要財産委員会」を設置するか否かが検討課題であり、仮に重要財産委員会を設置する場合には、社外取締役を1名以上選任しなければならない。

ただし、重要財産委員会の権限は、「重要な財産の処分及び譲り受けと多額の借財」に、限定されている。従って、従来、「常務会ないし経営会議等」の付議事項にあげられている「人事、組織等」については、重要財産委員会の付議事項とすることはできず、仮に付議事項にしたとしても法的効果は発生せず、改めて取締役会決議を要すると解すべきであろう。

また、その招集手続には取締役会に関する規定が準用され、監査役の出席・意見陳述義務規定も同様準用される。「重要財産委員会」を設置した場合に、監査役に関催通知が発信されない場合は、決議は無効となるので、通知のみは発信しなければならない。一方、監査役としては出席を義務づけられるので、開催日の決定に当たっては、社外監査役も含めて、出席確保を要請する必要がある。

この規定は、平成15年4月1日から施行される。従って、同日以降開催される取締役会決議により重要財産委員会を設置することができる。

## 2. 業務執行取締役の明確化

### 商法260条【取締役会の権限、取締役の業務執行権】

左に掲ぐる取締役は会社の業務を執行す

- 一 代表取締役
- 二 代表取締役以外の取締役にして取締役会の決議に依り会社の業務を執行する取締役に指名せられその指名を受諾したもの

前項の取締役は3月に1回以上業務の執行の状況を取締役に報告することを要す

第3項の取締役以外の取締役にして会社の業務を執行したるものは第188条第2項第7号の2(社外取締役の登記)の規定の適用については会社又は子会社の業務を執行する取締役と看做す

### 【実務対応】

従来、取締役会決議に基づき、業務担当・使用人兼務を決定していた会社では、改正商法施行後、本号に基づく新たな取締役会決議は不要と解釈してよい。

従来、取締役会決議なしに業務担当を置き又は使用人兼務を行っている会社では、本年4月1日以降、本号に基づき速やかに取締役会決議を得ておくべきであろう。本条3項1号・2号の業務執行取締役は、3月に1回以上業務の執行状況につき取締役会に報告しなければならない。

5項の「会社の業務を執行する取締役と看做す」とされる「業務執行」の解釈は、監査役兼任禁止規定に関する解釈とほぼ同一と考えてよい。以下、事例を示す。

- a) 売り込み先の知人を紹介すること、場合によりさらに交渉の場に同席すること。 継続的・常嘱的でなければ、業務執行に当たらない。
- b) 弁護士の社外取締役が、社内の法律相談に乗る、社内研修会の講師となる(場合により別途報酬をもらう)。 継続的・常嘱的に行うのでなければ、この程度の活動であれば業務執行に当たらない。
- c) 経営会議、常務会等に出席し、意見を述べること。 業務執行に当たらない。
- d) 任意の報酬委員会・指名委員会の委員として、取締役会への提案決議に加わること 業務執行に当たらない。
- e) 取締役会の監督機能を発揮する観点から、例えば「投資委員会」等の一定事項に関する業務執行に関する決裁をする委員会の一員となること。 意思決定に参加する限り業務執行に当たる(たとえ、その目的が業務牽制にあっても、同じ)
- f) 業務管掌(担当)として、契約書等にサインすること。 業務執行に当た

る。

### 3. 取締役の報酬規制

#### 商法269条【取締役の報酬】

取締役が受くべき報酬については左に掲ぐる事項は定款に之を定めざりしときは株主総会の決議を以て之を定む

- 一 報酬中額が確定したるものに付ては其の額
- 二 報酬中額が確定せざるものに付ては其の具体的なる算定の方法
- 三 報酬中金銭に非ざるものについては其の具体的なる内容

株主総会に前項第2号又は第3号に規定する報酬の新設又は改定に関する議案を提出したる取締役は其の株主総会に於いて其の報酬を相当とする理由を開示することを要す

#### 【実務対応】

本規定は、平成15年4月1日から適用される。

従前、株主総会で取締役及び監査役の報酬総額をそれぞれ決議している場合、平成14年改正商法は以下の通り解釈できる。

- a) 従前の総会における報酬総額の決議は、269条1項1号に該当する。「その額」は、実際の支給額ではなく上限額と解釈できる。従って、改めて株主総会決議を必要としない。
- b) 2号は、業績連動型の報酬をいうとされているが、1号と並列して総会決議をすることは可能である。
- c) 3号の例として「取締役に對する社宅の提供」が該当する旨の解説がある。ただ、「社宅に入居すること」が役員報酬に該当するか否かは、各場合にょり判断する必要があり、一律に報酬に当たると言えないと思われる。また、借り上げ社宅に対し金銭的補助をする場合、経費として処理される場合もあれば、報酬の一部とされる場合もある。仮に報酬に該当するとした場合でも、その額が、総会決議の報酬総額の範囲内であれば、改正法施行に伴い、新たに3号の決議をする必要はないと思われる。
- d) 3号については、昨年施行された商法施行規則86条では、附属明細書の開示事項として、「十一 第86条第1項第10号の会社以外の会社にあつては、取締役に支払った報酬その他の職務遂行の対価（取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価を含む。）である財産上の利益の額及び監査役に支払った報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益の額」を定めている。従って、今期の3月決算会社から「その他の職務遂行の対価である財産上の利益の額」として、附属明細書で開示を必要とする。

- e) 社宅等の費用中会社負担分については、上記の通り3号に当たらない場合であれば、附属明細書での開示は不要である。「非金銭型報酬」に該当する場合は、取締役と監査役を区分して開示すべきであろう。

賞与に関して従前は利益処分案として総会決議を行ってきたが、今回の269条（報酬規定）の改正による影響は特にはない。

- a) 賞与は従前通り「利益処分案」として総会決議を行うことでよい。  
b) 2号の業績連動型報酬制度によるとした場合でも、賞与は、利益処分として支給できると解すべきか。

退職慰労金についてはどの号に該当することになるか。

- a) 退職慰労金の総額を「取締役分」「監査役分」に分けて株主総会で決議している場合は、1号の「確定金額」と解してよい。  
b) 功労加算その他不確定分があるとしても、「退職慰労金内規」の範囲内で金額を確定するのであれば、1号でないとする理由はないと思われる。従って、改正法の施行に伴い特に実務上対応すべき事項はないと思われる。  
「監査役報酬」は、この規定の改正に伴い、改正はされていない。

#### 4. 大会社における連結計算書類の導入

##### (1) 連結計算書類の作成

大会社の取締役は、自社並びに子会社及び連結子会社からなる企業集団の財産・損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるもの（「連結計算書類」という）を作成しなければならない（商特19条の2）。  
「連結子会社」とは、他の株式会社により経営を支配されているものとして法務省令で定める会社その他の団体をいう。

##### 【改正商法施行規則】

- a) 連結計算書類 = 連結貸借対照表 + 連結損益計算書  
b) 連結子会社 = 子法人等 - 商法上の子会社  
・子法人等とは、財務諸表等規則8条 に規定する子会社をいう。  
・連結の範囲はすべての子法人等である（規144）。ただし、以下は含めない。  
    支配が一時的  
    株主の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる  
    重要性に乏しいもの

##### (2) 連結計算書類は、監査役及び会計監査人の監査を受ける前に取締役会の承認を受けなければならない（商特19条の2）。

##### 【改正商法施行規則】

連結計算書類の提出期限.....定時総会の6週間前までに監査役会及び会計監査人に提出しなければならない（規181条）。  
会計監査人の監査報告書.....連結計算書類を受領後4週間以内に監査役会及び取締役に提出しなければならない（規182条）  
監査役会の監査報告書.....会計監査人の監査報告書を受領した日から1

週間以内に監査報告書を作成し、これを取締役に提出し、かつその謄本を会計監査人に交付しなければならない(規183条)。  
期限に関する同意.....取締役、監査役会、会計監査人は、上記の規定にかかわらず、次の期限についての合意をすることができる(規184条)。

- ・取締役が連結計算書類を監査役会及び会計監査人に提出すべき期限
- ・会計監査人が、監査報告書を監査役会及び取締役に提出すべき期限
- ・監査役会が監査報告書を取締役に提出し、かつ、その謄本を会計監査人に交付すべき期限

#### 【実務対応】

連結特例規定は、平成15年4月1日施行後、最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時まで(4月決算会社の場合は平成15年7月総会終了時まで、3月決算会社の場合は平成16年6月総会終了時まで、)は適用しない(附則8条)。従って、連結監査報告書は、3月決算会社の場合は17年3月決算から、4月決算会社の場合は16年4月決算から適用される。

連結特例規定は、平成14年商法改正附則9条により「当分の間」有価証券報告書提出会社に該当しない大会社には適用しない。

上記により、連結計算書類提出等に関する期限について同意する場合は、手続上の適正を確保させるために、その期日に関し文書化する必要がある。

文書化に当たっては、相互に期限厳守の趣旨が徹底されることが望まれる。

(3) 監査役は、連結計算書類に関する職務を行うため必要があるときは、連結子会社に対して会計に関する報告を求め、または連結子会社の業務及び財産の状況を調査することができる(商特19条の3)。会計監査人も同様(商特7条3項)。

#### 【実務対応】

「連結計算書類に関する職務を行うため必要があるときは」とは何を意味するか。単に、会計監査人の監査の方法と結果を相当と認めるかどうかの判断に必要なだけでなく、監査役自らが、連結貸借対照表・連結損益計算書を監査する上で必要な場合をすべて含むと解すべきか。自社において、どの範囲・領域まで調査すべきか、検討する。

また、連結計算書類に係る子会社及び連結子会社の情報が、適時・適切に報告されるようシステム化が行われているか、その実状をチェックする。

**(4) 会計監査人の連結監査報告書記載事項【改正商法施行規則 182条】**

前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

監査の方法の概要

連結計算書類が法令及び定款に従い連結計算書類作成会社及びその子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているときは、その旨

連結計算書類が法令又は定款に違反し連結計算書類作成会社及びその子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示していないときは、その旨及び事由

連結計算書類の作成に関する会計方針の変更が相当であるかどうか、及びその理由

商法特例法第7条第3項の規定により子会社もしくは連結子会社（商法特例法第1条の2第4項に規定する連結子会社をいう。以下この章において同じ。）に対して会計に関する報告を求め、又は子会社もしくは連結子会社の業務及び財産の状況を調査したときはその方法及び結果（連結計算書類に関するものに限る）

監査のために必要な調査をすることができなかつたときは、その旨及び理由

第154条の事実について、連結貸借対照表又は連結損益計算書に注記（営業報告書への記載を含む）があるときはその旨、連結計算書類作成会社又はその子法人等の取締役、執行役その他業務を執行する役員から報告があったときはその事実

**(5) 監査役会の連結監査報告書記載事項【改正商法施行規則 183条】**

前項の規定により監査役会が作成すべき監査報告書には、第1項の規定による監査役の報告に基づき、次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、監査役は、当該監査報告書に自己の意見を付記することができる。

会計監査人の連結計算書類についての監査の方法及び結果を相当であると認めるときは、その旨

会計監査人の連結計算書類についての監査の方法又は結果を相当でないと認めるときは、その旨及び理由並びに監査役の監査の方法の概要又は結果

商法第274条の3第1項又は商法特例法第19条の3第1項の規定により子会社もしくは連結子会社に対して会計に関する報告を求め、又は子会社もしくは連結子会社の業務及び財産の状況を調査したときは、その方法及び結果（連結計算書類に関するものに限る）

監査のために必要な調査をすることができなかつたときは、その旨及び理由

第154条の事実について連結計算書類作成会社又はその子法人等の取締役、執行役その他業務を執行する役員から報告があったときはその事実（前条第1項の監査報告書に記載があるものを除く。）

**【実務対応】**

本規定による連結監査報告書は、4月決算会社の場合は16年4月決算から、3月決算会社の場合は17年3月決算から作成されなければならない。

会計監査人の連結計算書類についての監査の方法及び結果を相当であると認めたとともに、その旨記載することとしたのは、「これを記載しない場合には、すべての監査役が会計監査人の監査の方法及び結果を相当と認めた場合に、監査役会の監査報告書の記載事項がなくなってしまうからである」（始関正光「平成14年改正商法の解説」商事法務 1649号9頁）。

「監査役会の監査報告書の記載事項には、業務監査等独自の監査部分の報告があり得ない」と解説されているが、仮に業務に関して意見表明をした場合でも、有害の記載事項として監査報告書を無効にすることにはならないと思われる。

- (6) 取締役は、連結計算書類を定時総会に提出し、その内容を報告し、かつ法務省令で定めるところにより監査の結果を報告しなければならない（商特19条の2）。

【改正商法施行規則185条】

「大株式会社の場合においては、第182条第2項各号に掲げる事項〔会計監査人監査報告書の記載事項〕及び第183条第3項各号に掲げる事項〔監査役会監査報告書の記載事項〕についての監査報告書の概要を報告しなければならない。」

【実務対応】

本規定は、4月決算会社の場合は平成16年7月総会から、3月決算会社の場合は平成17年6月総会からそれぞれ適用される。

監査役の監査結果については、取締役が監査役に依頼して自ら報告してもらうことも許されるものと考えられる（始関正光「平成14年改正商法の解説」商事法務 1649号7頁）。

従って、具体的な方法としては、従来通り株主総会における監査役の口頭報告に際し、単体のみならず連結に関しても監査役から監査の方法と結果につき報告をすることが望ましい。

5. 営業報告書における会計監査人の監査報酬の開示（商法施行規則第105条関係）

連結特例規定適用会社は、次に掲げる事項をも営業報告書に記載しなければならない。

会計監査人である公認会計士又は監査法人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（子法人等も含む）

前号の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の業務の対価（監査報酬）として支払うべき金額の合計額

前号の合計額のうち、会計監査人としての報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益の額

## 【実務対応】

本規定による営業報告書の開示は、4月決算会社の場合は16年4月決算から、3月決算会社の場合は17年3月決算から行われなければならない。

上記規定の は、監査法人又は公認会計士に支払った総額、 は、監査報酬として支払った証取法及び商法監査報酬等の総額、 は、商法監査の報酬である。商法監査報酬が明確に区分できるかどうかは、今後の実務動向に注目したい。

## 6. 監査報告書の記載関係

日本監査役協会の「監査役会監査報告書のひな型」は、今3月期の時点では改正していない。従って、従前通りの書き方でよい。

「社外監査役注記」も、商法特例法の社外監査役の資格要件が厳格化し、4月1日から施行されたとしても、附則の経過措置により「5年ルールの社内出身監査役」でも現に社外監査役であることに変わりはないので、その旨の注記をしても差し支えがない。

## 7. 改正商法施行規則の施行時期

附則3条 この省令の施行前に到来した決算期に関して作成すべき計算書類等の記載方法、公告等については、この省令の施行後も、なお従前の例による。

改正後の省令に基づき計算書類等を作成する旨決定した株式会社ほかには、前項の規定は適用しない。

## 委員会等設置会社への移行に伴う実務対応

### 1. 委員会等設置会社制度の概要

#### 4. 委員会等設置会社に関する特例

(1) 「委員会等設置会社」とは、大会社及びみなし大会社であって、商法特例法第2章第4節の特例の適用を受ける旨の定款の定めがあるものをいう（商特1条の2二）。

(2) 委員会等設置会社には、指名、監査、報酬の各委員会ならびに1人または数人の執行役を置かなければならない。また、委員会等設置会社には、監査役を置くことができない（商特21条の5）。

#### (3) 取締役・取締役会の特例

取締役の任期は1年で、委員会等設置会社の業務を執行することができない（商特21条の6）。

取締役会は、次に掲げる事項その他の業務を決定し、取締役及び執行役の職務の執行を監督する（商特21条の7）。

a) 経営の基本方針

b) 監査委員会の職務遂行のために必要なものとして法務省令で定める事項

【改正商法施行規則 193条】

監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

前号の使用人の執行役からの独立性の確保に関する事項

執行役及び使用人が監査委員会に報告すべき事項その他の監査委員会に対する報告に関する事項

執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

執行役の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

< 特例会社の営業報告書の記載事項（規 104条） >

商法特例法 21条の7 第1項第2号に掲げる事項（監査委員会の職務遂行のために必要なものとして法務省令で定める事項）についての取締役会決議の概要

商法特例法 21条の1 第1項に規定する方針（報酬内容の決定に関する方針）

取締役及び執行役に支払った報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益の額

c) 執行役が数人ある場合における執行役の職務の分掌及び指揮命令関係その他の執行役の相互の関係に関する事項

取締役会は、委員会等設置会社の業務の決定を取締役に委任することができない。また、一定事項については執行役に委任することができる（商特 21条の7 ）。

(4) 委員会

委員会の権限は次の通り（商特 21条の8 ）。

a) 指名委員会...株主総会に提出する取締役の選任、解任に関する議案内容の決定

b) 監査委員会...取締役及び執行役の職務執行の監査並びに株主総会に提出する会計監査人の選任、解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案内容の決定

c) 報酬委員会...取締役及び執行役が受ける個人別の報酬内容の決定

委員会はそれぞれ取締役3人以上で組織し、その過半数は社外取締役であって委員会等設置会社の執行役でない者でなければならない。

委員会を組織する取締役は、取締役会の決議により定める。

監査委員会を組織する取締役は、委員会等設置会社もしくはその子会社の執行役もしくは支配人その他の使用人または当該子会社の業務を執行する取締役を兼ねることができない。

(5) 委員会の運営等（商特 21条の9 ）（略）

(6) 監査委員会による監査の方法等（商特 21条の10 ）

監査委員会が指名する監査委員.....他の取締役、執行役等に対し、報告徴収、業務及び財産の状況を調査することができる。子会社もしくは連結子会社についても同様。調査等に関し監査委員会の決議があるときはこれに従わなければならない。

監査委員.....執行役が法令定款違反行為をし、または行為をするおそれがあると認めるときは、取締役会において、その旨の報告をしなければならない。

執行役の法令定款違反行為によって、委員会等設置会社に著しい損害を及ぼす

おそれがあるときは、監査委員は当該行為をやめることを請求できる。  
会社取締役間訴訟についての会社代表、株主代表訴訟における訴えの請求を受ける場合等の会社代表

- (7) 監査委員会の監査報告書記載事項（商特21条の29）  
会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないとしたときは、その旨及び理由並びに監査委員の監査の方法の概要又は結果  
会計以外の業務の監査の方法の概要  
監査委員会の職務の遂行のために必要なものとして行われた取締役会の決議の内容が相当でないとしたときは、その旨及び理由  
営業報告書に関する事項  
利益処分に関する議案  
附属明細書に関する事項  
取締役及び執行役の職務遂行に関する事項  
子会社調査権を行使した場合の方法と結果  
【改正商法施行規則137条～139条＝監査役会の監査報告書とほぼ同様】  
後発事象の記載  
競業取引等についての監査に関する記載  
署名等
- (8) 執行役及び代表執行役  
執行役は、取締役会の決議に基づき、委任を受けた事項の決定を行い、委員会等設置会社の業務を執行する（商特21条の12）。  
執行役の選任・解任は、取締役会決議をもって行う。任期は1年。取締役は、執行役を兼ねることができる（商特21条の13）。  
執行役は、3月に1回以上取締役会において、職務の執行状況を報告しなければならない。また、説明義務がある（商特21条の14）。  
取締役会の決議をもって代表執行役を定めなければならない（商特21条の15）。
- (9) 取締役及び執行役の会社に対する責任（商特21条の17）  
委員会等設置会社については、商法266条の規定を個別に準用することにした上で、取締役及び執行役の会社に対する責任について定める。  
第三者に対する責任についても同様とする（商特21条22）。

## 2. 委員会等設置会社への移行に伴う実務対応

- (1) 新たに委員会等設置会社となる場合の経過措置（商特21条の38）

この規定は、平成15年4月1日から適用される。

委員会等設置会社に移行するには、定款を変更しなければならない（商法特例法第1条の2第3項）。

定款を変更して、委員会等設置会社となった場合は、その後最初に招集される定時総会（当該定款の定めを設けた株主総会が定時総会であるときは、当該定時総会を含む）の終結の時までは、委員会等設置会社特例規定は、適用しない。

平成15年6月定時総会において、委員会等設置会社となるべく定款を変更した

会社は、当該定時総会終了時点から委員会等設置会社として発足することになる。委員会等設置会社として発足する場合、監査役は、任期中であったとしても全員退任することになる。監査役が退任する場合の「退職慰労金」贈呈決議は、次の方法等が考えられる（森本滋＝岩原紳作＝始関正光＝武井一浩「平成14年商法改正と経営機構改革」商事法務 1653号32頁）。

- a) 当該定時総会において、退任監査役に対する退職慰労金贈呈議案を決議し、各監査役に対する具体的な金額については、従来の内規・慣行を前提にして総会終了時点における監査役の協議に一任する方法
- b) a)と異なり、一任先を報酬委員会（又は監査委員会等）の決議とする方法
- c) 定時総会における「退職慰労金贈呈議案」の承認を条件として、予め退任監査役の協議により具体的な贈呈額を決めておく方法

委員会等設置会社への移行に伴う定款の一部修正にあたっては、監査役に関する規定は削除されることとなる。ただ、監査役の責任を法令の限度において減免する旨の定款規定を置いているときは、かかる責任減免条項まで削除すると、移行前に行われた監査役の行為に対する責任が移行後に追及された場合に、責任減免ができなくなるおそれがある。附則を付する等、適宜な対応策が必要となる。

#### ・みなし大会社の導入

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 導入のための要件（商特2条2項）<br/>対象会社……資本の額が1億円を超え5億円未満で、期末の負債合計額が200億円未満の株式会社<br/>定款をもって、商法特例法第2章第2節（監査等に関する特例）の適用を受ける旨定めること</li><li>(2) 適用条項<br/>2条1項（会計監査人の監査）<br/>3条～19条（連結計算書類の作成・監査の関係を除く）。従って、「みなし大会社」にも、商法特例法16条1項が適用されるので、各会計監査人の監査報告書に適法意見があり、監査役会の監査報告書に、会計監査人の監査の結果を不相当と認めた旨の記載がないときは、貸借対照表と損益計算書は定時総会の承認を求めることを要しない。<br/>1条の2 二（委員会等設置会社への移行も可）</li></ul> |
|--|

#### 【実務対応】

本規定による定款変更は、平成15年4月1日から行うことができる。

「みなし大会社への移行」のための定款変更は、「総株主の議決権の過半数又は定款に定める議決権の数を有する株主が出席し、その議決権の三分の二以上に当たる多数」を以て行う。

定款変更後、最初に招集される定時総会の終結の時までは、みなし大会社特例規

定は適用しない。

以 上

社団法人 日本監査役協会  
Japan Corporate Auditors Association

本 部	〒100-0005	東京都千代田区丸の内 1-9-1 丸の内中央ビル 13 階 電話 03 ( 5219 ) 6100 ( 代 )
関西支部	〒530-0004	大阪市北区堂島浜 1-4-16 アクア堂島西館 15 階 電話 06 ( 6345 ) 1631 ( 代 )
中部支部	〒460-0008	名古屋市中区榮 2-1-1 日土地名古屋ビル 9 階 電話 052 ( 204 ) 2131 ( 代 )